

西之表市子ども・子育て支援事業計画

～ともに支えあい、夢を持ち安心して子育てができるまち～



平成27年3月
鹿児島県 西之表市

はじめに

このたび、「西之表市子ども・子育て支援事業計画」策定にあたり、ご挨拶申し上げます。

近年、急速な少子化の進行とそれに伴う人口減少は、社会経済をはじめ、子どもたちを取り巻く社会環境にも多くの影響を与えています。また、就労の多様化、家族形態の変化等により、子育てに対する経済的・心理的・肉体的な負担や悩みに伴い、保護者の幼児教育・保育ニーズの多様化も進んでいます。

国におきましては、平成24年8月に、子ども・子育て三法を成立させ、市町村において新たな子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられました。この三法において、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するものとされています。このことにより、子どもの最善の利益と、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指すものです。

このような背景のもと、本市では『ともに支えあい、夢を持ち安心して子育てができるまち』を基本理念として、子どもの健やかな成長を支える〔子どもの育ちの視点〕、子育てを通して親の育ちを支える〔親としての育ちの視点〕、地域全体で子育て家庭を支える〔地域での支えあいの視点〕の3つの視点に立ち、さまざまな支援が行えるよう、関係機関との連携推進を図ってまいります。

最後に、本計画の策定にあたりまして、2年間にわたり、熱心な討論を重ねられ、ご尽力いただきました「西之表市子ども・子育て会議」の委員の皆さま、アンケート調査にご協力いただきました皆さま、ご意見・ご提案をいただきました皆さま、関係者の方々に深く感謝し、心から厚くお礼を申し上げます。今後とも市民の皆様には、子どもたちの健やかな成長と、この計画が着実に推進できますよう、更なるご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成27年3月

西之表市長



島野力

目 次

第1章 計画策定の趣旨と基本理念	1～11
1. 計画策定の趣旨	2
（1）「子ども・子育て支援法」の理念	2
（2）計画策定の根拠	2
2. 計画策定の背景	3
（1）少子化の要因	3
（2）少子化が社会に与える影響	3
（3）子育てをめぐる現状と課題	4
3. 関連計画との整合	5
（1）第5次西之表市長期振興計画・後期計画	5
（2）西之表市障害者計画・障害福祉計画	6
（3）西之表市次世代育成地域行動計画	7
（4）西之表市教育振興基本計画	7
4. 計画策定の時期と計画期間	7
5. 計画の達成状況の点検及び評価	8
6. 教育・保育提供区域の設定	9
7. 「改正次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画策定指針の見直し	10
（1）見直しの趣旨	10
（2）市町村行動計画の策定の時期等	11
第2章 子育て環境・施設の現状	12～45
1. 人口等の推移	13
（1）人口構成の現状と動向	13
（2）子育てを取り巻く家庭の状況	18
2. 教育・保育施設及び子ども・子育て支援の現状	21
（1）保育施設	21
（2）幼稚園	23
（3）子ども・子育て支援の状況	24
3. 子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査結果	28
（1）調査の概要	28
（2）調査結果／小学校就学前児の保護者	29
（3）調査結果／小学校就学児の保護者	40
（4）子育て全般について	42
（5）アンケート調査から見えてきた課題	44
第3章 子ども・子育て支援計画の基本構想	46～56

1. 計画の基本理念	47
2. 基本目標	48
3. 施策の体系	49
4. 施策の展開	50
(1) 子どもの健やかな成長を支える～子どもの育ちの視点～	50
(2) 子育てを通じて親の育ちを支える～親としての育ちの視点～	52
(3) 地域全体で子育て家庭を支える～地域での支えあいの視点～	54
 第4章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと学校教育・保育の量の見込み	 57～74
1. 子ども・子育て支援事業の目標設定	58
(1) 利用者支援	58
(2) 地域子育て支援拠点事業	58
(3) 妊婦健康診査	58
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	59
(5) 養育支援訪問事業	59
(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	59
(7) 子育て援助活動支援（ファミリー・サポート・センター）事業	60
(8) 一時預かり事業	60
(9) 延長（時間外）保育事業	61
(10) 病児保育事業	61
(11) 放課後児童クラブの目標事業量（既設）	61
(12) 「放課後子ども総合プラン」の取り組み	62
(13) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業	63
(14) 実費徴収にかかる補足給付を行う事業	63
(15) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	63
2. 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み	64
(1) 需要量と確保の方策	64
(2) 対象児童の年齢区分	64
(3) 需要量と確保の内容	64
(4) 「子ども・子育て支援法」にもとづく特定教育・保育施設	67
(5) 「子ども・子育て支援法」にもとづく特定地域型保育事業者	68
3. 子ども・子育て支援給付	70
4. 子ども・子育て支援に対する本市の取り組み方針	72
(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	72
(2) 子どもに関する専門的な知識・技術を要する支援に関し、県が行う施策との連携	72
(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立のために必要な雇用環境の整備	73
(4) 本市の取り組みの総括	74

資料編	75～112
1. 西之表市子ども・子育て会議条例	76
2. 西之表市子ども・子育て会議委員名簿	77
3. 計画策定の経過	78
4. 地域型保育事業の設備及び運営に関する基準	80
(1) 運営に関する基準	80
(2) 地域型保育事業の概要	80
(3) 地域型保育事業の認可基準	81
(4) 地域型保育事業において国が示す共通基準	82
(5) 国が示す共通基準と本市の基本的な考え方	83
5. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準／費用・利用者負担基準	91
(1) 制度の根拠	91
(2) 特定教育・保育施設の運営に関する基準	91
(3) 特定地域型保育事業の運営に関する基準	94
(4) その他	97
6. 放課後児童健全育成事業の設備・運営に関する基準	98
(1) 放課後児童健全育成事業の趣旨	98
(2) 放課後児童健全育成事業の概要	98
(3) 施行期日	100
7. 子ども・子育て支援法	101
8. 政省令	102
9. 子ども・子育て関連三法	103
10. 少子化（出生率低下）の原因とその背景にある要因	104
11. 本計画と関連する他の具体的な計画	105
12. 用語集	109